

新潟市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月22日

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育委員会規則第8号

新潟市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市立図書館条例施行規則（昭和33年新潟市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「，新潟市立石山図書館」及び「，新潟市立鳥屋野図書館」を削り，同条中第5項を第6項とし，第4項を第5項とし，第3項の次に次の1項を加える。

4 新潟市立石山図書館及び新潟市立鳥屋野図書館の休館日及び開館時間は，次の表に掲げるとおりとする。ただし，教育委員会が必要と認める場合は，臨時にこれを変更することができる。

休館日	(1) 月曜日（第4日曜日の翌日の月曜日を除く。） (2) 第4日曜日 (3) 休日（その日が日曜日又は月曜日に当たる場合は火曜日とする。ただし，第4日曜日の翌日の月曜日に当たる場合はその限りでない。） (4) 12月29日から翌年1月3日まで (5) 蔵書点検期間（年間10日間の範囲内において，教育委員会が定める期間） (6) 図書整理日（毎月第1水曜日）
開館時間	(1) 月曜日から金曜日まで 午前10時から午後7時まで (2) 土曜日及び日曜日 午前10時から午後5時まで

別表第1 南浜地区図書室の項，赤塚地区図書室の項，中野小屋地区図書室の項，峰岡地

区図書室の項及び漆山地区図書室の項を削る。

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号（第5条関係）

団体 貸出申込書(新規・更新・再発行)																																							
(宛先) 新潟市立図書館長																																							
※太い枠の中は必ずご記入ください。																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">フリガナ</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">団体の名称</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">フリガナ</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">代表者氏名</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">フリガナ</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">連絡担当者氏名</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">電話番号1 (連絡先)</td><td style="text-align: center;">()</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">電話番号2 (1以外の連絡先がある場合)</td><td style="text-align: center;">()</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">団体の所在地 (所在地がない場合は代表者の住所)</td><td style="text-align: center;">〒 -</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">パスワード発行</td><td style="text-align: center;">希望する・希望しない</td></tr> </table>	フリガナ		団体の名称		フリガナ		代表者氏名		フリガナ		連絡担当者氏名		電話番号1 (連絡先)	()	電話番号2 (1以外の連絡先がある場合)	()	団体の所在地 (所在地がない場合は代表者の住所)	〒 -	パスワード発行	希望する・希望しない	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">団体概要</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">団体区分</td><td>A 公共団体、公的機関 B 法人 C 事業所 D 任意団体</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">活動内容 (D任意団体のみ)</td><td></td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">処理欄</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">登録番号</td><td style="text-align: center;"> </td></tr> <tr><td style="text-align: center;">発行年月日</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">種別</td><td style="text-align: center;">新・更・再</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">照合</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">受付者</td><td></td></tr> </table>	団体概要		団体区分	A 公共団体、公的機関 B 法人 C 事業所 D 任意団体	活動内容 (D任意団体のみ)		処理欄		登録番号		発行年月日		種別	新・更・再	照合		受付者	
フリガナ																																							
団体の名称																																							
フリガナ																																							
代表者氏名																																							
フリガナ																																							
連絡担当者氏名																																							
電話番号1 (連絡先)	()																																						
電話番号2 (1以外の連絡先がある場合)	()																																						
団体の所在地 (所在地がない場合は代表者の住所)	〒 -																																						
パスワード発行	希望する・希望しない																																						
団体概要																																							
団体区分	A 公共団体、公的機関 B 法人 C 事業所 D 任意団体																																						
活動内容 (D任意団体のみ)																																							
処理欄																																							
登録番号																																							
発行年月日																																							
種別	新・更・再																																						
照合																																							
受付者																																							

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。